

三次市告示第100号

三次市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月24日

三次市長 福岡 誠志

三次市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金交付要綱（令和4年三次市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「令和4年2月1日から同年9月30日」を「令和4年10月1日から令和6年3月31日」に改める。

第8条第1項中「令和4年10月末日」を「事業の属する年度の3月末日」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

基準額の算定方法

基準額は、放課後児童クラブごとに次により算出された賃金改善部分（令和4年10月から令和6年3月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用）の合計額とする。

賃金改善部分

11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数

※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1箇月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については令和4年10月1日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。

ただし、令和4年10月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。

※ 常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含めること。

※ 事業実施月数は、令和4年10月からの賃金改善部分の実施月数によること。

附 則

この告示は、令和5年3月24日から施行する。